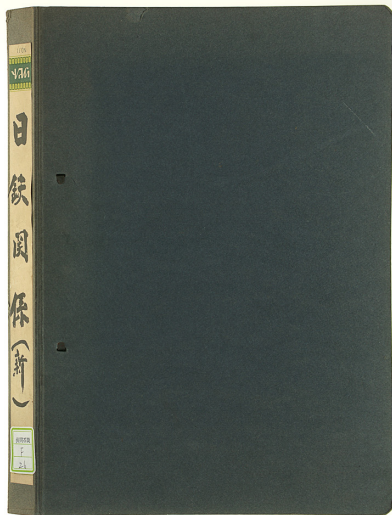




日鈇
新契約公

二郡物統一六六號の二
昭和二十六年四月十八日

日城鐵道株式會社
二郡鐵道部長 小倉

共同石炭鐵道株式會社日吉鐵道站
所長 宇佐見 義一 殿

三井山野鐵道と東所橋梁鐵道との間隔地増築に關する件
一月十三日附貴狀を以て御依頼に依り増築の件に關し、今般
別添寫の通り三井山野鐵道所長利金將を差入れましたに
ては、本件全費第二條及び第三條につき運賃をきを願せられ
たくお願い致します。

思つて本件間隔地増築は、先般貴社明石常務取締役殿御來
所の御口頭を以て御連絡致しました通り、現在出願中の三
井山野鐵道への運賃増築を満了後、更めて加算致す所存
につき御金申添えます。

部長





全 書

無區間隔地増區に對して左記事項を厳守致します。

第一條

三井鑛山株式會社と日鐵鑛業株式會社との間の昭和二十五
年十二月十二日附増設増區契約書に關連する日鐵鑛業株式
會社の無區間隔地増區は同契約書第三條による増設増區の
範圍手續の終同時に撤廃致します。

第二條

昭和二十六年一月三十一日附二部協定第八條附款で前條
致しました日鐵鑛業株式會社の無區間隔地増區は、同無區
間隔地内の増生八尺炭層について共同右炭鑛業株式會社日
吉炭鑛所に増設増區を許しこれを採掘されますが、同炭層
以外は、當所は勿論第三條に一切從屬せざないことを協約
致します。

第三條

新項の無區間隔地増區は日吉炭鑛所の同炭層採掘終了後直
ちに撤廃致します。
前條の無區間隔地の保安に關する昭和二十六年四月四日附
山野協第二七二號賣狀は一應全炭層を包含しているが實際

は増生八尺炭層のみに限定されていることを厳密致します。

昭和二十六年四月二十日

日鐵鑛業株式會社二部協定所
所長 小 倉 徹

三井鑛山株式會社山野炭鑛所
所長 牧 岡 清 一 殿



二 串 第 四 六 〇 號 の 二
昭 和 二 十 八 年 七 月 十 六 日

日 銀 銀 行 株 式 会 社 二 部 銀 行 所
所 長 小 倉



共 同 石 炭 銀 行 株 式 会 社 日 吉 銀 行 所

所 長 宇 佐 見 敬 一 殿

三 井 山 野 銀 行 所 と 当 所 銀 行 所 と の 間 接 地 に 関 する 全 書 の 件

昭 和 二 十 六 年 四 月 十 八 日 附 二 串 第 一 六 六 號 の 二 を 以 て 御 通 知 済 の 帳
記 の 件 に 関 して は、今 般 所 有 の 三 井 山 野 銀 行 所 提 進 増 区 に 付 い、
前 記 弊 状 銀 行 所 の 全 書 写 の 一 部 修 正 乃 添 加 提 定 を 要 す る に 至 り ま し た
に つ い て は、七 月 十 六 日 附 を 以 て 別 紙 写 の 通 り 三 井 山 野 銀 行 所 長 宛 差
入 れ ま し た の で、本 件 全 書 提 定 事 項 に つ き 査 察 を 願 せ ら れ た く 御
通 知 旁 々 御 依 頼 致 し ま す。

追 つ て 本 間 間 接 地 の 一 部 の 竹 藪 八 尺 層（座 生 八 尺 層）に 関 する 賣 方 の
施 業 案 は 目 下 認 可 申 請 中 と 聞 き 及 ん で い ま す が、本 件 認 可 の 上 は 添
急 御 通 知 下 さ る と 共 に、同 区 域 に 対 する 掘 進 増 区 の 減 区 手 続 を 取 り

進 め ら れ る よ う 併 せ て 御 依 頼 致 し ま す。



念 書

郵区間隔増区に關して左記事項を厳守致します。

記

一、三井郵山株式会社と日鐵郵船株式会社との間の昭和二十五年十二月十二日附及び同二十八年六月六日附振進増区契約書に關連する郵区間隔地並びに昭和二十六年十一月六日附二條總郵四六四號の五界状を以て御通知済の郵区間隔地のうち、別添函面表ホ及びハ区域については併所の甲及び乙区域の探掘完了後、又、ロ及びミ区域については共同石炭鑛業株式会社日吉鑛業所の同区域における振進増区の直区手続完了後に夫々復区致します。

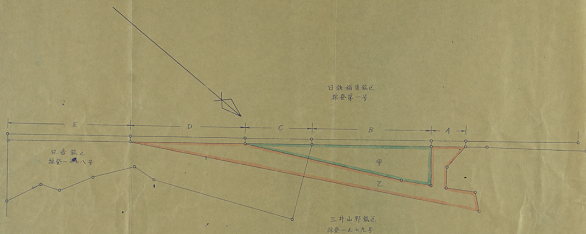
二、別添函面表ホ、ロ、ミ及びハ区域の保安に關する昭和二十六年四月四日附山崎郵第二七二號及び同二十八年七月三日附の各貨状は、一應全廢層を包含しているが、興隆の探掘は振進増区目的廢層のみに限定されていることを御通知します。

三、昭和二十六年四月二十日附の郵区間隔地増区に關する念書は、第二條第一項を除き、この念書輸入の日を以て失効したものと御了承下さる。

昭和二十八年七月十六日

日鐵郵船株式会社
二條總郵所長 小 倉 雄

三井郵山株式会社
山崎郵所所長 近 藤 敏 雄



(註) 昭和42年/2月22日附契約の国庫林と同地増加区域 (B.C)

・ 28年 6月 6日

(A)

日吉奥蔵の内にした

(D.E)

日吉奥蔵の拡張増正区域

(C.D.E)

昭和三十三年十二月十九日

英田石炭鉱業株式会社 吉田事務所

常務取締役 岡 石 友 助

取締役所長 宇 佐 見 敏

小倉連 若松町長 官商連長

岡田農場 本田肇 様

在任中
二股支店
河邊政夫 様
（本田明彦 様 代理）

開啓 本年も余日と相成りました、御専営様には毎日御多忙の事と御察致します

御専営様二股鉱業所に御在任中の御厚情によりまして日鉄福崎鉱区の一部に租鉱権設定の御許可を得まして現在も引続き御行中でありませす。これは誠に御専営様の御厚力の賜と深く感謝致しております。

昨年日鉄福崎が福崎鉱区を復旧鉱業と当社に分割譲渡することになり契約を締結致しましたが当時地元元民との鉱害賠償に關する訴訟を係争中でありました仍て此の間隔の解決後に福崎租鉱権の返却を

することに定め一時延期致しておりましたところ、鉱害訴訟につきましては日鉄二股鉱業所の仲介を蒙り去る十一月和解成立致しました故に十二月十五日付を以つて右租鉱区を福崎鉱区に登録致しました。此の件につきましては御専営様の御厚力の賜と感謝致し今後は業界の爲一層の努力を致す所存にございませす故に例年今後共に格別の御厚情を賜り度く御願申上ますと共に以上の御報告等々御礼を申上げます。

以 上

昭和廿二年五月廿一日

日吉薬寮所

明石友
宇佐見 敬



入 交 社 長
副社長
専務
久保田 常務
殿



「日鉄福康紙、紙区問題について」

標記の件につき蒙りて御配慮を御かけ申上げましたが、別紙の如く「本契約」並に「覚書」を日鉄二福康紙所と取りかわしましたので茲に付しを同封御送付申上げます。

別に解説を致す迄もありませんが、今次の紙区調整に対する「本契約」は通く産も日鉄二福と共同石炭との間に於ける契約であり、且つその調整案件の内容に於いても当初の内容と少しも変わりなく、更に別紙「覚書」を持つて、日吉と部需との間に於ける紛争問題を解決次第、渡辺紙寮は共同石炭に対して現紙寮を解消の上、日吉よ

りの福康増産を承諾しなければならぬ旨の一札をあらかじめ渡辺紙寮より日鉄二福の方に入れてありますので、蒙りて心配することはないやうになつています。

同渡辺より二福に対して一札入れました旨の字はここに添付してはいませんけれど、これは日鉄二福の方に保管しています。

いづれにせよ今次の紙区調整の調整問題については、終始日鉄が責任を持つて保証するやうになつていますので、この点御了承下さいやう、とりあえず御報告申上げます。

昭和三十三年七月三日

日吉鉱業所



副社長
東京本社 御中
九州本部

承諾書送付の件

昨日日鏡二溪鉱業所に出席、去月二十二日深夜会の打合の日鏡鉱区
の契約に付て渡辺鉱業との関係を示した書類作るとの件に付て
渡辺鉱業より共同石灰泥の播磨増区の承諾書の本証は日鏡に保管
しあるに付其の写を請求し、別紙の通り写一紙御送付申上候間御
高覧被下度候
依て此の承諾書あれば何時にても増区の手続出来申し候
右

日吉鉱業所





委 任 状 5054

私は 吉田 正 實 を代理人として次の権限
を委任します。

- 1 昭和32年5月29日附をもつて当社所有
の稲築鉄区の一部並びに事業用地を貴社に
対して譲渡する契約（附帯契約を含む。）
の締結に関する一切の権限

昭和32年5月29日

東京都千代田区丸の内3丁目20番地1

日鉄鉱業株式会社

代表取締役
社 長 森 田 真 三 郎



增進
契約書
(原契約)



日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所長吉田正実（以下甲という。）と共同石炭
鉱業株式会社々長入交太蔵（以下乙という。）との間に甲所有の福楽鉱
区の一部並びに事業用地を乙に譲渡するに付て次の通り契約を締結す
る。

第一條 甲は乙に甲所有の福岡縣糟屋郡登陸第八号鉱区の一部に賦存す
る炭層中別紙図示の通り竹谷層及び本層の五千六百參拾參アールを譲
渡する。

前項の譲渡区域は所轄官庁の修正命令により表示面積に多少の異動
を生じても甲乙共に異議をいものとす。

第二條 甲は乙が乙所有の福岡縣糟屋郡登陸第八号、式七八号鉱区から譲
渡炭層に対し鉱業法第四拾六條の規定による増進増区の出願をし、重
課鉱区を設定することを承諾する。

第三條 甲は乙に別紙表示の事業用地を譲渡する。

第四條 譲渡炭層並びに事業用地の代償は金參十參百貳拾五万円也とす

昭和10年
4月5日

る。

第五條 乙は前條代金を分割して次に掲げる期日に繰上り甲に支払うものとする。

付 この契約締結のとき 金 壹千万円也

□ 昭和参拾貳年~~三月~~参拾壹日 金 壹千壹百六拾貳万五千円也

□ 昭和参拾貳年九月参拾日 金 壹千壹百六拾貳万五千円也

乙が前項各号の期日までに支払わないときは、甲が直ちに履行を強制するも異議ないものとする。

第六條 乙は前條履層の探掘により生じた損害については、責任をもつて賠償し甲に迷惑ないし損害をかけないことを確約する。

前項の責任は前條履層の探掘終了後あるいは契約解除後においても免れ得ないものとする。

第七條 甲はこの契約締結と同時に通かに鉱業財團組成物件からの分離登記手續並びに所有權移転登記の手續を行い乙に支拂を手えないものとする。

第八條 事業用地の所有權移転登記に要する費用は甲が負担する。

第九條 乙がこの契約の条項に違反した場合甲はこの契約を解除することとする。

甲は前項により契約を解除したとき乙に對し損害賠償を請求することが出来る。

第十條 この契約の記載事項に疑義ある場合又はこの契約に記載のない事項については甲乙互いに誠意をもつて協議しその解決に當るものとする。

本契約の証として本書式通を作成し甲乙各明通を保有する。

昭和参拾貳年 五 月 九 日

甲

福岡縣遠藤郡遠村大字夜国六六番地
日鉄鉱業株式会社二箇鉱業所
所 長 吉 田 正 興

乙

東京都中央区銀座七丁目五番地
共同石炭産業株式会社
代表取締役社長 入 交 太 藏

東京中央
区議決

る。

第五條 乙は前條代金を分納して次に掲げる期日に確實に甲に支払うものとする。

付 この契約締結のとき 金壹千万円也

二 昭和參拾貳年~~年~~六月參拾壹日 金壹千貳百六拾貳万五千元也

四 昭和參拾貳年九月參拾日 金壹千貳百六拾貳万五千元也

乙が前項各号の期日までに支払わないときは、甲が直ちに履行を強制するも異議ないものとする。

第六條 乙は勝渡炭層の探掘により生じた被害については、責任をもつて賠償し甲も甲に迷惑ないし損害をかけないことを確約する。

前項の責任は勝渡炭層の探掘終了後あるいは契約解除後においても免れ得ないものとする。

甲は乙が前項各号の期日までに支払わないときは、甲が直ちに履行を強制するも異議ないものとする。

甲は前項により英訳を解除したときも乙に對し損害賠償を請求することが出来る。

第十條 この契約の記載事項に疑義ある場合又はこの契約に記載のない事項については甲乙互いに誠意をもつて協議しその解決に盡るものとする。

本契約の証として本書式通を作成し甲乙各執道を保有する。

昭和參拾貳年 五月十九日

甲

福岡縣遠賀郡蘆屋村大字夜國六六番地
日鉄富業株式会社二番 鐵礦所

所長 吉田正 爽

乙

東京府中央区銀座七丁目五番地 町

共同石炭富業株式会社

代表取締役社長 入交太

藏

土地の表示

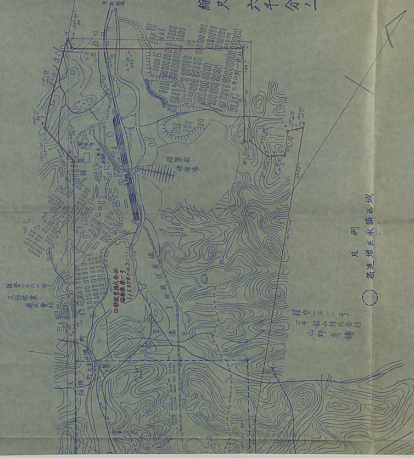
地番	地積	面	積	備考
才田字堤の口 九拾参の参	雑種地	八反四畝貳拾四歩		海八町農務施設及び工作工場
湊生字堤 九百拾七の七		八畝参歩四		牧場
才田字上フコ 貳百六の参		五畝九歩		海八町農務施設及居住敷地
才田字本谷 貳百貳拾参の四		壹町参反四畝拾七歩		居住及び配給所
計		貳町参反貳畝貳拾参歩 (六千九百八拾肆坪四)		

二瀨炭鑛稻築鑛々區圖

縮尺 六千分一

二瀬炭鑛稻紫鑛尺區圖

縮尺 六千分一



凡例
○ 高連湖區承継區域

後查二二一五
三年估出積全柱
山野及積

二瀬川
炭鑛
炭鑛

二瀬川
炭鑛
炭鑛

二瀬川
炭鑛
炭鑛

二瀬川
炭鑛
炭鑛

二瀬川
炭鑛
炭鑛

二瀬川
炭鑛
炭鑛

二瀬川
炭鑛
炭鑛

二瀬川
炭鑛
炭鑛

二瀬川
炭鑛
炭鑛

二瀬川
炭鑛
炭鑛

二瀬川
炭鑛
炭鑛

日三反燒

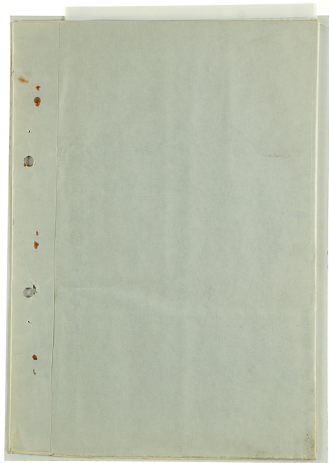
民國十一年之
文部省教育司
特別公報

[illegible]

二瀬炭鑛稻築鑛々區圖

縮尺 六千分一





寫

增進埕

書

覚 書

日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所長吉田正興（以下甲という。）と共同石炭鉱業株式会社代表取締役社長入交太蔵（以下乙という。）とは、甲乙間で昭和22年5月29日附締結した契約（以下原契約という。）に附帯して次の通り覚書を交換する。

第1条 甲が福岡県探掘権登録第1号鉱区を二瀬鉱業株式会社（以下二瀬鉱業という。）に譲渡してその鉱業権者たる地位を喪失しても乙の全鉱区に設定している租鉱権が将来掘進増区に変更されるまでは、甲乙間で租鉱権に関して締結したすべての契約は当事者間においてなお有効に存在し従つて二瀬鉱業は一切これに関与しないものであることを双方とも確認し、乙は契約の成立を履行を確認する。

第2条 原契約第1条の約定に拘らず、甲より二瀬鉱業に対しては乙の租鉱権を附して鉱業権を移転した後、乙と熊本町才田部落関係者との間の係争が円滑に解決したときにおいて鉱区譲渡を行うものとし、その際甲は予め二瀬鉱業より受領している掘進増区承諾書を乙に交付して原契約第2条の履行に代えるものとする。

第3条 乙が租鉱権の存続期間中甲に対して支払う

べき租税料については昭和33年8月分以降支払を行わず原契約第5条に定める代金の支払をもつてこれに代えるものとする。

第4条 乙が租税受託区を将来第3者に譲渡し又はこれを放棄し若しくは租税権設定を認める等により託区を処分する場合には予め甲の承諾を求めその同意を得なければならない。

前項により託区を処分する場合に甲が必要と認めるときは、損害賠償に關し、乙が当該第3者と連帯保証債務を負担する条件を附することがあつても乙は何等異議ないものとする。

第5条 本覚書及び原契約に於いて乙が甲に対して負っている義務を誠実に履行しないときは、租税権の存続期間満了前といえども租税権消滅の請求をされても乙は何等異議ないものとする。

上記通牒の証として本書2通を作成し甲乙各自1通ずつを保有しその誠実に履行を確約する。

昭和33年 8 月 29 日

福岡県高橋郡篠栗村大字校園444番地

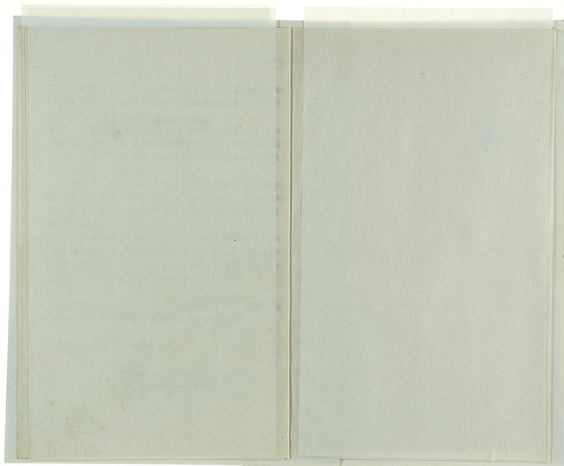
甲 日鉄鉱業株式会社二番鉱務所

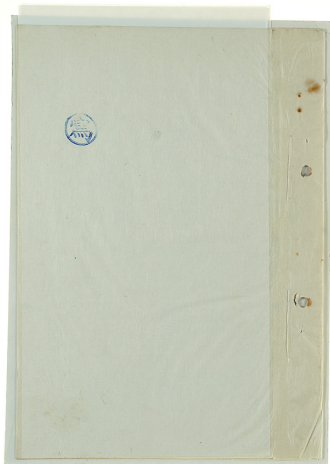
所 長 吉 田 正 実

東京都中央区銀座7丁目5番地1

乙 共同石炭鉱業株式会社

代表取締役社長 入 交 太 郎







覚 書

日鉄鉱業株式会社飯塚事務所所長柴田鉄哉（以下「甲」という）と、渡辺鉱業株式会社社長渡辺孝子（以下「乙」という）および共同石炭鉱業株式会社社長入交太兵衛（以下「丙」という）とは、甲乙間および甲丙間において、甲所有に係る福築鉄道専用線の使用に關し取交わした昭和32年3月24日付覚書に付帯して次のとおり約定する。

1 乙および丙は、甲所有に係る福築鉄道専用線の使用に伴い、甲が別途甲と日本国有鉄道厚生局長との間で当該専用線に発着する貨物および貨車の受渡等に關し締結した別添昭和41年7月1日付「専用線作業協定」にもとづき日本国有鉄道に対して負担する義務の一切を、甲に代つて該協定履行し、甲に対していささかも迷惑ないし損害をかけるものとする。

上記約定の証として本書3通を作成し、甲乙丙各1通を保有してその誠實な履行を確約する。

昭和41年7月1日

福岡県基穂郡波町大字伎園446番地

甲 日鉄鉱業株式会社飯塚事務所
所長 柴田鉄哉



福岡県飯塚市大字川原477番地

乙 渡辺鉱業株式会社
社長 渡辺孝子



北九州市若松区本町2丁目204番地

丙 共同石炭鉱業株式会社
社長 入交太兵衛



専用線作業協定書

湊生駅長管理稲佐駅所管日鉄鉱業株式会社専用線に発着する貨物及び貨車の受授場所運転時刻その他について、湊生駅長（以下「甲」という）と日鉄鉱業株式会社飯塚事務所長（以下「乙」という）との間に次のとおり協定する。

（受授場所）

第1条 貨物及び貨車の受授場所は次のとおりとする。

稲佐駅構内

甲から乙に引渡す場所

第1番線43号口の内方とする

乙から甲が引取る場所

入換の割合により 3番線102号の内方 2番線103号の内方 とする

第2条 シート、ロープの受授場所は自軌車置場前とする。

（貨車出入作業）

第3条 機関車の運転回数及び運転時刻は次のとおりとする。

但し貨物列車が湊生駅に到着する15分前迄に4番線（到着線）を必ずあけておくものとする。

入	541列車 4:10	出	542列車 4:30
	543列車 10:10		544列車 10:30
	547列車 16:10		548列車 16:30

（注）その他臨時に運転する必要がある場合は甲乙協議の上決定するものとする。

なお湊生駅貨物到着時刻は次のとおり。

541列車 5時21分

543 〃 9時42分

547 〃 15時44分

函 9571 〃 21時04分

（運転作業方）

第4条 貨車の出入作業及び入換作業その他これに付帯する作業等については次のとおりとする。

- 1 専用線内作業の指揮者は乙において充分の経験と責任のある立場の者を選定するものとする。
- 2 乙の行う手引入換その他の作業は次によるものとし、電話は専用線内及び国鉄線にまたがる横濱線インターホン附近までとする。
 - (1) キヤップスタンによる貨車移動。
 - (2) 貨車の解連（但し空気ホースの取扱はしない）。
 - (3) 補助機の取扱ひ。
- 3 専用線とその周辺の清掃整理は乙においてこれを行い、常に入換その他の作業に支障のない

状態におくものとする。

- キ 専用線から東方面（駅舎方）に向つて転てつ器に関係ある手押入換をするとき、又はノロ号転てつ器に関係ある手押入換をするときは、作業の指揮者は予め指図駅員にその旨通告の上、関係転てつ器の手間約ノロ米の地点に車輪を一旦停止させ、駅員員の付添いを得て手押作業を行うものとする。
- ク てん車台上に車輪を乗せたときは、正常な位置に全く停止させ、制動機を固締し、てん車台を移動せしめること。
- ク ヤップスタンの取説方は次のとおりとする。
- ア、ヤップスタンを使用するときは、ノ回にノ種以内とし、必ずブレーキ取説者を添乗させること。
- イ、ヤップスタン取説者を次のとおり指定する。
- ヤップスタン取説者
共同石炭鉱業所 日吉鉱業所 杉山 豊
渡辺鉱業所 福徳鉱業所 宮本利夫
- ウ、ヤップスタンによる貨車移動の範囲は、日吉鉱業所運車台およびボックス下より駅舎側外方指定地点まで、渡辺鉄鉱ボックス下より駅舎側外方指定地点までとする。

(注) 指定する地点を白色ペイントで施設表示する。

- エ、第ノ条に定める甲の入換時間には、乙の行入換及び荷役を中止して、甲の行入換車出入作業に支障のないようにする。
- フ 甲の行入換は、機関車より第ノ条に定める受役場所までとする。
- ヘ 貨物の安全な輸送を阻害する運転事故は、両者協同してその防止に当らなければならない。
- 特に管内は東方面（釜石駅方）からてん車台のある方向に向つて下り勾配があるので、乙は引渡しを受けた車輪の運転事故を防止するため、次の取扱いをするものとする。
- 東方面（釜石駅方）からてん車台の方向に向かつて車輪の手押作業をするときは、作業の指揮者は予めその車輪の制動機の確認が完全であることを確認の上、ノ種にノ人の割合で制動者を付し、除々に移動させるの外、その端のてん車台寄りの末端から手前ノ米の地点で必ず一旦車輪を停止させなければならない。
- なお、この場合制動者のノ人は先頭車に付するものとする。
- (注) 車輪の一旦停止地点は白色ペイントで線路の一部に施設表示する。

2 専用線内に車輛を留置する場合は、下り勾配がある關係上、流板のおそれがあるので、なるべく車輛は一連軸とするほか、各車輛ごとに制動機を完全に減速し、流板による事故を防がねばならない。

なお暴風雨時においては更に甲においてこれを行うものとする。

10 安全作業のため甲乙協同して傷害事故の防止につとめなければならない。甲が専用線内において国鉄機で貨車入換を行う場合は、乙は作業指揮者の責任において、貨車の手解し、搬込等の作業を一時中止して、甲の入換作業終了後作業を行うものとする。

11 専用線内で起つた運転事故ならびに一旦国鉄より引渡しを受けた車輛でこれを国鉄に返還するまでに起つた運転事故は、乙がその責に任ずるものとする。

但し国鉄職員の変更又は重大な過失によつて生じたものであるときは、日本国有鉄道専用線規則に定むるところに従う。

12 車輛部分品の盗難は列車運転上または貨物の安全のため両者協同してその防止に当るものとする。但し一旦引渡しした車輛で、これを国鉄に返還するまでに起つた部分品の盗難は乙の負担とする。

13 専用線内において破てつ部破損、車輛脱線、車輛逸走その他車輛施設等及び1号、12号の事故が発生したときは、乙は速かにその状況原因その他必要事項を種別駅係員に通報し、さらに種別駅係員は甲に通報し、乙及び種別駅係員ともに甲の指示に従うものとする。

14 甲は乙の作業員に正しい作業を身につけさせ運転事故及び傷害事故を防止するため、次により指導教養を行なうものとする。

ア、指導項目 貨車の解連、制動機の取扱、キヤップスタンの使用方その他。

イ、指導者 甲または甲が指定した職員。

ウ、実施日 毎月15日、14日（但し雨天休業又は悪天候の場合は甲乙協議の上変更することがある。）
なお必要ある場合は臨時に実施するものとする。

15 この協定は専用線を第三者に使用せしむる場合においても、乙は日本国有鉄道専用線規則に定むる責を負うの外、この協定に従つて作業せしめるものとする。

（作業責任者）

第3条 甲及び乙の作業責任者は、次のとおりとし、相互の連絡又は作業上の指導を行うものとする。

甲 駅務係 稲築駅当り勤務者

乙 共同石炭鉱業(株) 日吉鉱業所(送炭係) 井浦 宗太郎
廣田 鐵 礦(株) 稲築炭鉱 越屋 幸利

(協定書の改訂)

第4条 この協定書は、当事者の合意により必要の部
度改訂することができる。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、専用線敷設及び使用
承認書の有効期間と同一とする。

この協定を証するため協定書2通を作成し、双方記
名なつ印のうえ、各自がその1通を保有するものとす
る。

昭和41年7月1日

甲 廣田 鐵 礦 所 長 廣 田 鐵 礦

専用者

乙 日鉄鉱業株式会社 飯塚事務所
所 長 廣 田 鐵 礦



第 一 書

日鉄鉱業株式会社鉱業事務所所長堤田鉄成（以下「甲」という）と、渡辺鉱業株式会社社長渡辺孝子（以下「乙」という）および大同石炭鉱業株式会社社長入交太兵衛（以下「丙」という）とは、甲乙丙および甲丙間において、甲所有に係る嵯峨鉄道専用線の使用に關し取交わした昭和52年5月28日付見書に付而して次のとおり約定する。

1 乙および丙は、甲所有に係る嵯峨鉄道専用線の使用に伴い、甲が別途甲と日本国有鉄道嵯峨駅長との間で当該専用線に施する貨物および貨車の受渡等に關し締結した昭和昭和51年7月1日付「専用線作業協定」にもとづき日本国有鉄道に對して負担する諸費の一切を、甲に代つて該業に履行し、甲に対していささかも連累ないし損害をかけるものとする。

上記約定の証として本書3通を作成し、甲乙丙各1通を保有してその該業を履行を確約する。

昭和51年7月1日

福岡県福岡市東区大字校道666番地

甲 日鉄鉱業株式会社 鉱業事務所

所 長 堤 田 鉄 成



福岡県飯塚市大字川原447番地

乙 渡辺鉱業株式会社

社 長 渡 辺 孝 子



北九州市若狭区本町2丁目204番地

丙 大同石炭鉱業株式会社

社 長 入 交 太 兵 衛



専用線作業協定書

産生沢長管理用線所管日鉄鉱業株式会社専用線
に帰着する貨物及び貨車の受渡場所運転時刻その他
について、産生沢長（以下「甲」という）と日鉄鉱
業株式会社飯塚事務所長（以下「乙」という）との
間に次のとおり協定する。

（受渡場所）

第1条 貨物及び貨車の受渡場所は次のとおりとす
る。

指定駅構内

甲から乙に引渡す場所

車番線43号口の内外とする

乙から甲が引取る場所

入換の都合により 3番線102号の内外 とする
3番線103号の内外

第2条 シート、ロープの受渡場所は日鉄車庫前
とする。

（貨車出入作業）

第3条 機関車の運転時刻及び運転時刻は次のとおり
とする。

但し貨物列車が産生沢に到着する15分前迄に
4番線（到着線）を必ずあけておくものとする。

入	541列車	4:10	出	542列車	4:30
	543列車	10:10		544列車	10:30
	547列車	16:10		548列車	16:30

（注）その出庫時に運転する必要がある場合は甲乙
協議の上決定するものとする。

なお産生沢貨物列車時刻は次のとおり。

541列車 5時21分

543 〃 9時42分

547 〃 15時44分

通 9:57 〃 21時04分

（運転作業方）

第4条 貨車の出入作業及び入換作業その他これに
付帯する作業等については次のとおりとする。

1 専用線内作業の指揮者は乙において充分の威
威と責任のある立派の者を指定するものとする。

2 乙の行う手押入換その他の作業は次のもの
とし、必要は専用線内及び国鉄線にわたる
留付線インターチェン附近までとする。

- (1) キャップスタンによる貨車移動。
- (2) 貨車の解速（但し空気ホースの取扱はしな
い）。
- (3) 機関車の取扱い。

3 専用線とその周辺の留付線等は乙においてこ
れを行い、當に入換その他の作業に支障のない

状態におくものとする。

キ 専用線から東方面（駅舎方）に向つて転てつ路に回線ある手押入換をするとき、又はノロフ号転てつ路に回線ある手押入換をするときは、作業の指揮者は予め抽籤駅係員にその旨通告の上、回線転てつ路の手前約ノロ米の地点に車輪を一旦停止させ、駅係員の付添いを待つて手押作業を行うものとする。

エ てん車台に車輪を乗せたときは、正常な位置に全く停止させ、制動機を減速し、てん車台を移動せしめること。

ム ヤツプスタンの取扱方は次のとおりとする。
ア、ヤツプスタンを使用するとき、ノ路にノ路以内とし、必ずブレーキ取扱者を乗乗させること。

イ、ヤツプスタンの取扱方を次のとおり指定する。

ヤツプスタン取扱者

共同石炭鉱業所 日吉鉱業所 杉山 豊

渡辺鉱業 海橋炭炭 宮本 利夫

ウ、ヤツプスタンの貨車移動の範囲は、日吉鉱業所運車台およびボケット下より駅舎側外方指定地点まで、渡辺炭炭ボケット下より駅舎側外方指定地点までとする。

(注) 指定する地点を白色ペイントで簡略表示する。

エ、前ノ条に定める甲の人員時間には、乙の行う入換及び荷役を中止して、甲の行う貨車出入作業に支障のないようにする。

フ 甲の行う入換は、渡辺炭より第ノ条に定める受取場所までとする。

ヘ 貨物の安全な搬送を阻害する運転事故は、両者共同してその防止に当らなければならない。

特に管内は東方面（産生駅方）からてん車台のある方向に向つて下り勾配があるので、乙は引渡しを受けた車輪の減速解放を防止するため、次の取扱いをするものとする。

東方面（産生駅方）からてん車台の方向に向かつて車輪の手押作業をするときは、作業の指揮者は予めその車輪の制動機の減速が完全であることを確認の上、ノ路にノ路の割合で制動機を付し、徐々に移動させるの外、その端のてん車台寄りの米道から手押ノロ米の地点で必ず一旦車輪を停止せさせなければならない。

なお、この場合制動機のノ路は先頭車に付するものとする。

(注) 車輪の一旦停止地点は白色ペイントで線路の一部に簡略表示する。



9. 専用線内に車両を留置する場合は、下り勾配がある關係上、流転のおそれがあるので、なるべく車両は一連組とするほか、各車両ごとに運動機を完全に減速し、流転による事故を防がねばならない。

なお暴風雨時においては更に甲においてこれを行うものとする。

10. 安全作業のため甲乙協同して傷害事故の防止に努めなければならない。甲が専用線内において運動機で貨車入換を行う場合は、乙は作業指揮者の責任において、貨車の手押し、横込等の作業を一時中止して、甲の入換作業終了後作業を行うものとする。

11. 専用線内で起つた運転事故ならびに一旦国鉄より引渡しを受けた車両でこれを国鉄に返還するまでに起つた運転事故は、乙がその責に任ずるものとする。

但し国鉄職員の原因又は重大な過失によつて生じたものであるときは、日本国有鉄道専用線規則に定むるところに従う。

12. 車輛部分品の盗難は列車運転上または貨物の安全のため兩者協同してその防止に努めるものとする。但し一旦引渡しした車両で、これを国鉄に返還するまでに起つた部分品の盗難は乙の責任とする。

13. 専用線内において転てつ器故障、車輛故障、車輛急走その他車輛施設等及び1号、12号の事故が発生したときは、乙は速かにその状況原因その他必要事項を指乗駅番員に通報し、さらに指乗駅番員は甲に通報し、乙及び指乗駅番員ともに甲の指示に従うものとする。

14. 甲は乙の作業員に正しい作業を身につけさせ運転事故及び傷害事故を防止するため、次により指導教育を行なうものとする。

ア、指導項目 貨車の降速、横動機の取扱、キヤップスタンの使用方その他。

イ、指導者 甲または甲が指定した職員。

ウ、実施日 毎月15日、16日（但し雨天休業又は感天祭の場合は甲乙協議の上変更することがある。）
なお必要ある場合は臨時に実施するものとする。

15. この協定は専用線を第三者に使用せしむる場合においても、乙は日本国有鉄道専用線規則に定むる責を負うの外、この協定に従つて作業せしめるものとする。

（作業責任者）

第5条 甲及び乙の作業責任者は、次のとおりとし、相互の連絡又は作業上の指導を行うものとする。

甲 沢 務 保

協定書当日勤番番

乙 共阿石炭鉱業(株) 日有鉱業所(選炭係) 井 持 幸太郎
彼辺炭業(株) 旭炭業(株) 越 屋 幸 利

(協定書の改訂)

第4条 この協定書は、当事者の合意により必要の部
改訂することができる。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、専用紙一枚及び使用
承認書の有効期間と同一とする。

この協定を要するため協定書2通を作成し、双方記
名なつ印のうえ、各自がその1通を保有するものとす
る。

昭和47年7月/日

甲 協定書 奥 平 誠 局

専用書

乙 日鉄鉱業株式会社 飯塚事務所
所 長 栗 田 鉄 哉

覚 書



日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所 所長 堀 五十二 (以下
甲という) と 共同石炭鉱業株式会社 社長 入交 太兵衛
(以下乙という) とは 甲乙間の昭和34年5月2日
付相築鉄道専用線の一部使用に関する覚書に關帝
して下記の通り約定する。

記

1. 乙は上記専用線の月間使用料として金10000
円のうち、契約外渡辺鉄業株式会社との当該月の
送電電数の按分比により算出した金額を昭和34
年10月分から、翌月8日までに甲に納入するも
のとする。

前項の納入が翌月8日を過ぎた場合は、日歩3
銭の延滞利息を支払わなければならない。

2. 専用線並びにこれに關連する専用線敷い及び国
鉄線の使用に変更が生じた場合は別途協議するも
のとする。

上記の約定の証として本書2通を作成して甲乙各
1通を保有する。

昭和34年10月1日

日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所

甲 所長 堀 五十二



共同石炭鉱業株式会社

乙 社長 入交 太兵衛



共
同石炭礦業株式會社

九州本部 鉱務部

宇佐見所長 殿

覚書に社長印捺印御送附の件

森に御送附下さいました日録との相乗取専用紙に関する覚書に社
長印捺印の上送致致します。

御査収の上御高配の程願ひ上げます。

以
上

完

國產煤の土産高騰の懸念を土産をす。

其の理由の土産低減に在り。

最近の煤産高騰は、土産の減少に因るものなるを、政府は、

故に、其の理由を調査し、

その結果を報告する。

大日本炭礦業協会



共同日本炭礦業協会



共

共同石炭産業株式会社

覚 書

日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所長吉田正実（以下甲という。）と共同石炭産業株式会社々長入交太蔵（以下乙という。）とは、乙が甲所有者に係る福岡県嘉穂郡新築町種菜鉄道専用線の一部使用に関し次の通り契約する。

第1条 甲は乙がこの契約締結の日より別添図示の鉄道専用線の一部を使用することを承諾する。

第2条 乙は契約外新築町種菜鉄道株式会社と共同して送炭屯数に応じて専用線に関する一切の費用を負担するものとする。

乙は当該月の送炭屯数を翌月5日までに甲に報告しなければならない。

第3条 甲が当局より専用線料金（機関車運転料）専用線委託工事費、修費、鉄道線路維持修理費、巡回監督費等を請求されたときは、算定実績期間の明確なものについては乙と契約外新築町種菜株式会社との当該実績期間の送炭屯数の按分比により、予納金及び算定実績期間の不明確なものについては当該請求の翌月より溯及換算してヶ月間の送炭屯数の按分比によつて負担しなければならない。

前項により乙が負担する費用については、甲より請求のあつたときは、乙は請求の翌月5日までに甲に納入しなければならない。

第4条 乙はこの契約に関する権利義務を甲の承諾なくして第三者に譲渡、承認、委任又は放棄してはならない。

第5条 乙はこの契約に関し甲又は甲の係員の指示に従うは勿論法令及び関係当局の指示命令は誠実にこれを遵守しこれが違反により甲に損害をかけることはない。

前項に拘らず、甲に損害を与えたときは乙は完全に賠償しなければならない。

第6条 この契約の有効期間は昭和33年3月31日までとし期間満了ノヶ月以前に甲より乙に予め何らの通知がないときは更にノヶ年延長するものとする。その後の期間延長についても同様とする。

第7条 前条の規定に拘わらず甲は乙がこの契約の各条項の一に違反したとき又は乙に不慣行行為があつたとき若しくは甲の都合により何時でもこの契約を解除することができる。

乙は前項を理由に損害賠償その他如何なる要請も甲に対してすることはできない。

第8条 この契約に規定のない事項若しくは契約に疑義を生じたときは、この契約の趣旨に鑑み甲乙誠意をもつて解決するよう協議しなければならない。

前項の協議に拘わらずなお解決に至らないときは、甲の決定するところによる。

第9条 昭和34年3月16日附で甲乙間で種炭鉱搬送場及び鉄道専用側線の一部使用に關して締結した契約はこの契約締結の日をもつて失効するものとする。

上記条約の証として本書2通を作成して甲乙各1通を保有してその誠實な履行を確約する。

昭和33年 3 月 24 日

日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所

甲 所長 吉 田 正 実

共同石炭産業株式会社

乙 社長 入 交 太 郎

稻

稻

共

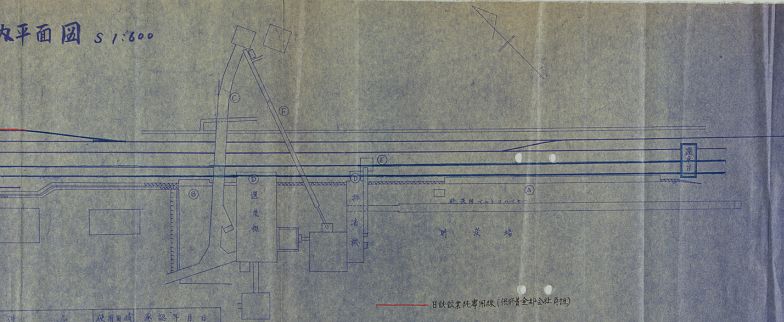
共同社農業科友会誌



稻築駅構内平面図 S 1:600

記号	件名	収用面積	承認年月日
A	稲築駅構内各施設共用 収用面積	—	大正十四年九月八日 門工部局 第212号
B	—	25.00	昭和五年一月十五日 門工部局 第100号
C	線路横断荷橋架設	32.00	昭和五年八月十四日 門工部局 第211号
D	収用敷外敷地上に設け	2.15	—
E	煤炭貯蔵用貯蔵設備	25.00	大正十四年九月八日 門工部局 第212号
F	—	25.00	昭和五年八月十四日 門工部局 第211号
	煤炭貯蔵用貯蔵設備	2.15	昭和五年八月十四日 門工部局 第211号

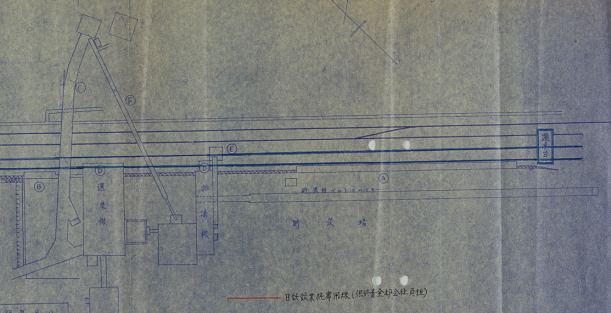
水平面圖 S 1:800



材料名稱	使用日期	承認年月日
京張鐵路局公用	1	大正十四年八月八日
站臺設備	2	同上(同上) 22日
站臺設備	3	同上(同上) 22日
站臺設備	4	同上(同上) 22日
站臺設備	5	同上(同上) 22日
站臺設備	6	同上(同上) 22日
站臺設備	7	同上(同上) 22日
站臺設備	8	同上(同上) 22日
站臺設備	9	同上(同上) 22日
站臺設備	10	同上(同上) 22日
站臺設備	11	同上(同上) 22日
站臺設備	12	同上(同上) 22日
站臺設備	13	同上(同上) 22日
站臺設備	14	同上(同上) 22日
站臺設備	15	同上(同上) 22日
站臺設備	16	同上(同上) 22日
站臺設備	17	同上(同上) 22日
站臺設備	18	同上(同上) 22日
站臺設備	19	同上(同上) 22日
站臺設備	20	同上(同上) 22日
站臺設備	21	同上(同上) 22日
站臺設備	22	同上(同上) 22日
站臺設備	23	同上(同上) 22日
站臺設備	24	同上(同上) 22日
站臺設備	25	同上(同上) 22日
站臺設備	26	同上(同上) 22日
站臺設備	27	同上(同上) 22日
站臺設備	28	同上(同上) 22日
站臺設備	29	同上(同上) 22日
站臺設備	30	同上(同上) 22日
站臺設備	31	同上(同上) 22日
站臺設備	32	同上(同上) 22日
站臺設備	33	同上(同上) 22日
站臺設備	34	同上(同上) 22日
站臺設備	35	同上(同上) 22日
站臺設備	36	同上(同上) 22日
站臺設備	37	同上(同上) 22日
站臺設備	38	同上(同上) 22日
站臺設備	39	同上(同上) 22日
站臺設備	40	同上(同上) 22日
站臺設備	41	同上(同上) 22日
站臺設備	42	同上(同上) 22日
站臺設備	43	同上(同上) 22日
站臺設備	44	同上(同上) 22日
站臺設備	45	同上(同上) 22日
站臺設備	46	同上(同上) 22日
站臺設備	47	同上(同上) 22日
站臺設備	48	同上(同上) 22日
站臺設備	49	同上(同上) 22日
站臺設備	50	同上(同上) 22日
站臺設備	51	同上(同上) 22日
站臺設備	52	同上(同上) 22日
站臺設備	53	同上(同上) 22日
站臺設備	54	同上(同上) 22日
站臺設備	55	同上(同上) 22日
站臺設備	56	同上(同上) 22日
站臺設備	57	同上(同上) 22日
站臺設備	58	同上(同上) 22日
站臺設備	59	同上(同上) 22日
站臺設備	60	同上(同上) 22日
站臺設備	61	同上(同上) 22日
站臺設備	62	同上(同上) 22日
站臺設備	63	同上(同上) 22日
站臺設備	64	同上(同上) 22日
站臺設備	65	同上(同上) 22日
站臺設備	66	同上(同上) 22日
站臺設備	67	同上(同上) 22日
站臺設備	68	同上(同上) 22日
站臺設備	69	同上(同上) 22日
站臺設備	70	同上(同上) 22日
站臺設備	71	同上(同上) 22日
站臺設備	72	同上(同上) 22日
站臺設備	73	同上(同上) 22日
站臺設備	74	同上(同上) 22日
站臺設備	75	同上(同上) 22日
站臺設備	76	同上(同上) 22日
站臺設備	77	同上(同上) 22日
站臺設備	78	同上(同上) 22日
站臺設備	79	同上(同上) 22日
站臺設備	80	同上(同上) 22日
站臺設備	81	同上(同上) 22日
站臺設備	82	同上(同上) 22日
站臺設備	83	同上(同上) 22日
站臺設備	84	同上(同上) 22日
站臺設備	85	同上(同上) 22日
站臺設備	86	同上(同上) 22日
站臺設備	87	同上(同上) 22日
站臺設備	88	同上(同上) 22日
站臺設備	89	同上(同上) 22日
站臺設備	90	同上(同上) 22日
站臺設備	91	同上(同上) 22日
站臺設備	92	同上(同上) 22日
站臺設備	93	同上(同上) 22日
站臺設備	94	同上(同上) 22日
站臺設備	95	同上(同上) 22日
站臺設備	96	同上(同上) 22日
站臺設備	97	同上(同上) 22日
站臺設備	98	同上(同上) 22日
站臺設備	99	同上(同上) 22日
站臺設備	100	同上(同上) 22日

- 日飲飲水耗專用線 (供於資金部公社管理)
- 國供日飲車用線 (供於資金部公社管理)
- 國供耗專用線 (供於資金部公社管理)

稻築取構内平面図 S 1:600



記号	内容	使用済	承認年月日
A	稲条取構内取構部	25.10.20	大正十四年八月八日 門工役所 442号
B	稲条取構内取構部	25.10.20	昭和三年一月十五日 門工役所 442号
C	稲条取構内取構部	25.10.20	昭和三年八月十四日 門工役所 442号
D	稲条取構内取構部	25.10.20	昭和三年八月十四日 門工役所 442号
E	稲条取構内取構部	25.10.20	昭和三年八月十四日 門工役所 442号
F	稲条取構内取構部	25.10.20	昭和三年八月十四日 門工役所 442号
	運米台引装置	25.10.20	昭和三年八月十四日 門工役所 442号

- 日鉄設置専用線 (保研資全卸公社負担)
- 国鉄日鉄専用線 (保研資中卸資公社負担)
- 国鉄専用線 (保研資国鉄負担)



覚 書

日鉄鉱業株式会社二瀬鉱務所長小倉達と共同石炭
鉱業株式会社社長入交太蔵が、昭和24年7月14
日締結した、播磨鉱務込場及鉄道専用鋼軌の一括
使用に関する契約中、第5条、第6条及び第7条の
追加に関して、昭和24年5月10日附覚書で変更
したが、更に次の通り変更することを約定する。

記

第5条中、積込数量「月八千屯以内」とあるのを
「月12000屯以内」とする。

以上約定の記として、本覚書を作成し、各自/
通を保有する。

昭和31年5月30日

日鉄鉱業株式会社二瀬鉱務所

所長 吉田正英

共同石炭鉱業株式会社

社長 入交太蔵



費 第

日鐵鋼製株式會社二部鐵廠所長小倉(以下甲と云ふ。)と、共同石
岡鐵鋼株式會社社長安太藏(以下乙と云ふ。)とは、甲乙間の昭和
二十四年九月十六日附契約(以下甲に原契約と云ふ。)に附帯して左
記の通り協定する。

記

6

原契約第五條を第八條とし、以下三條を繰り下げ、新たに第五條、
第六條及び第七條として次の通り加ふる。

第五條 第一條の積込場及び搬送専用鐵軌の使用は、すべて甲を以
て優先とし、乙の積込數は夜間積込を含めて、月八千屯以内と
する。

將來甲の増産計畫に伴い甲の積込場が拡張となつた場合、甲は前
項の許容屯數を削減することができん。

乙が第一條の積込數を超過する場合、その積込は第一條の積込
場を使用してはならぬ。但しこの條實施後當分の間は、積込
數が第一條の積込場より七千五百屯、甲所有の搬運シャット
ル積込場より五百屯とする。この場合後者の積込場には當時三十屯

以上の時限をなしてはならぬ。

第六條 乙の積込數が増加に伴い、甲の專用鐵軌貨車到着時刻に變
更を來し、ために甲の場内作業時間の變更等甲の操業に何らの妨
害をかけたてはならぬ。

第七條 乙は第一條の積込場の設備施設等を變更しようとする時は
予め甲に申出てその許可を得た後之を行はなければならぬ。

右協定の附として本第二條を作成甲乙各一紙を保有しその協實を履行
を確約する。

昭和二十六年五月 拾 日

甲 日鐵鋼製株式會社二部鐵廠所長 小倉



乙 共同石岡鐵鋼株式會社社長 安太藏



町長 尾崎
町長 尾崎
町長 尾崎

契 約 書



1930

日城商業株式會社二期創業所長小倉通（以下甲と云う。）と、共同
右長尾雄次實收股人父入城（以下乙と云う。）とは、甲所有に
歸する福海神島福海指通可相續權地場及び吸道專用路線の一部使用
に關して左の如き契約する。

第一條 甲は乙が此の契約締結の日より別當圖示の圖記領地場及び
吸道專用路線の一部を使用することを承諾する。

第二條 乙は前條にによる使用料として當該月の翌月一號につき壹三
圓を翌月十日までに甲に納入するものとす。之がたの乙は當
該月の翌月一號迄前條を翌月五日までに甲に報告しなければならぬ

第三條 第一條の領地場の實地甲を以つて仕し、之が維持修繕に
要する費用は甲乙協議の上決定するものとする。
第四條 甲が當局より專用路線料金、專用路線人許費、吸道路線料

料修繕料等を請求されたときは、其定額期間の満期までのに
ありては（例えは專用路線料金）、甲乙の當該期間の当該
料金の按分比により、期前金及び非定額期間の不明確なもの
にありては（例えは專用路線人許費、吸道路線料金等）、甲
乙の當該期間の翌月より迄及換算して三ヶ月間の当該料金の按
分比により、乙は之を負擔しなければならぬ。

第五條 甲が乙に請求したときは請求書受領後十日以内に全
額甲に納入しなければならぬ。

第六條 乙はこの契約に關する權利義務を甲の承諾なくして第三者
に譲渡、承継、委任又は放棄してはならない。

第七條 乙はこの契約に關し、甲又は甲の係員の指示に従うは勿論
法令及び地盤局の指示命令は誠實に之を遵守し、之が違反に
關して甲にも損害を及ぼすこととしない。

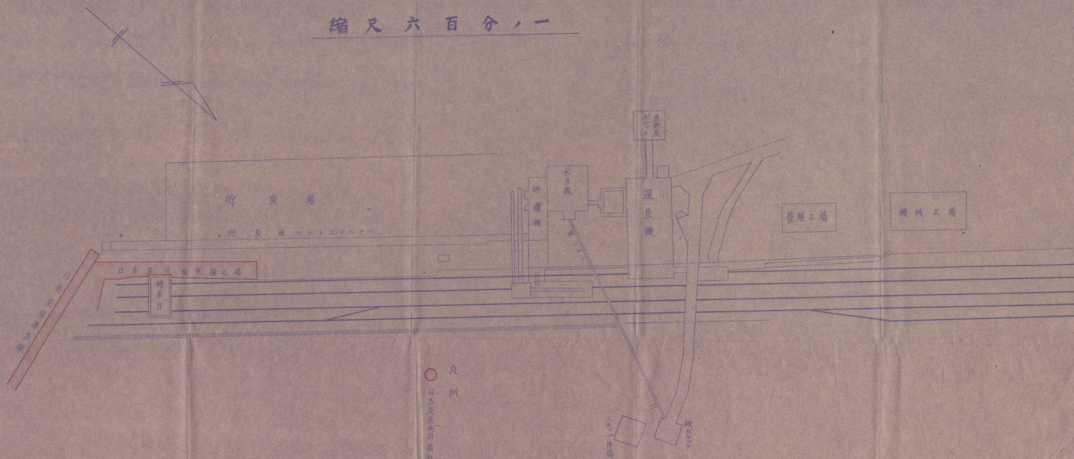
第八條 甲は甲に損害を及ぼしたときは乙は、完全且つ迅速に賠
償しなければならぬ。

第七條 この契約の有効期間は昭和二十五年三月三十一日までとし



稻築鑛専用引込線使用(日吉炭鑛)關係圖

縮尺六百分の一





凡

二瀬總第 568 号

共同石炭鉱業 (株)
日吉 鉱 業 所 長 殿

昭和 33 年 7 月 24 日



日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所
所長 吉 田 正 実

6 月分以降給水料金並びに雑場使用料
に関する回答の件

諸君の御貴社益々御隆昌のことお慶び申し上げます。

初て今朝電話をもつて御留会ありました産肥料会については 6 月分以降より下配の通り取扱いことになっておりますので御説承願いたく回答致します。

記

1. 水道料金——5 月 24 日附契約により旧昭業鉱上水道施設一切を渡辺鉱業 (株) へ譲渡したので 6 月分以降は渡辺鉱業 (株) へ納入されたい。
2. 雑場使用料——5 月 24 日附貴社と取交した覚書により本料金は 6 月分以降徴収しない。但し専用線料金 (機関車運転料) 其他専用線に関する一切の費用は貴所と渡辺鉱業 (株) の送炭屯敷の按分比により御負担願いたい。
(覚書 2 条 3 条参照されたい)

以 上





書

日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所々長吉田正実（以下甲という）と共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所々長宇佐見敬一（以下乙という）の間に於て次の通り協定する。

第1条 乙は末尾表示の甲の所有地内に電柱6本、支線2本を鋪設する。

第2条 乙の電柱建設期間は約定の日より昭和35年3月末日迄とする。

第3条 乙は本件電柱敷設料については、甲と日鉄鉱業交渉組合との間に協定する基準により甲に支払うものとする。

第4条 甲が事業上必要を覚した際は乙は即時その費用を以て、之を撤去しなければならない。

第5条 乙が本約定に違反した際は直ちに之を解約する。之に対し乙は何等異議の申立て、並に損害賠償の請求をしないものとする。

上記約定の証として本書2通を作成し甲乙各1通を保存するものとする。

昭和35年10月1日

甲

日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所

所長 吉田 正 実

乙

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所

所長 宇佐見 敬 一

土地表示

榑栗町大字榑生字森 917~7 本柱2本 支線1本（薪焼地）

全 上 917~5 本柱4本 支線1本（宅 地）



控



昭和十一年十一月廿五日

日領二部監業所 御中

日 吉 監 業 所



寄附御送付御願ノ件

拜啓 毎度御手数煩シ恐縮ノ至リニ存ジ奉リ候

復テ昨日御願申上候節不足寄附別紙ノ通り御送付申上候間何

卒宜敷御願申上候

敬 送 品 目

一 鉄道局ニ願書ノ奉 一通

一 覽 書 一通

共同石炭鉱業株式会社 庶務課 庶務課長 才田 寛
昭和十一年十一月廿五日 東京四〇番

控



寛 齋

今回御社二部鉄業所稲葉鐵事業部少による鉄道積込施設の搬止に
伴ひ当社が貨車線車用炭置の新設（番橋横、矢波車一の承諾へ照
和卅年十一月廿三日付）を御社より得まして、稲葉線管内に於て
該工事の施工を門司鉄道局の許可を得て実施することになりました
然る上は本工事に關しては専かも御社に御意見をかけました
ん。又稲葉鐵が件關され貨力に於いて稲葉線管内を使用される場
合は左記の事項を厳禁に履行する事を締約致します。

記

一、御社より本新設炭置使用の指圖があれば承諾致します。

二、御社が再び積込施設を新設された場合その施設の一部たる貨車線車番が当社
に利用出来れば御社の指示通り本新設炭置を建設致します。

昭和卅年十一月廿四日

共同石炭炭業株式会社日吉炭業所

炭業代理人 宇佐見 敬一

日鉄炭業株式会社二部炭業所

所長 吉田 正 寅 殿

